

■施策の進め方

本計画で取り組む各施策の実施スケジュールは、下記のように設定します。
また、本計画で示した取組については、各関係者が連携して「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」による『PDCA サイクル』の考えに則り、取組の実施状況や効果について検証し、検証結果に基づいた見直しを行っていきます。

実施すべき施策	計画期間			
	R6	R7	R8	R9
目標1 安全・快適に移動できる利用環境の創出				
施策 1-1 自転車ネットワークの整備	検討・調整・順次整備			
施策 1-2 まちづくりと連動した自転車利用環境の整備	検討・調整・順次整備			
施策 1-3 自転車走行空間の適正管理	継続実施			
施策 1-4 自転車等駐車場の維持管理・施設整備	継続実施			
目標2 誰もがルール・マナーを守る意識の醸成				
施策 2-1 世代や多文化共生に応じた交通安全教育の実施	継続実施			
施策 2-2 放置自転車対策の継続	継続実施			
施策 2-3 自転車損害賠償保険の加入促進	継続実施			
施策 2-4 自転車乗車用ヘルメットの着用促進	指導・啓発活動	継続実施		
	市独自の購入費補助事業	検討	補助実施	
施策 2-5 自転車の点検整備の促進	継続実施			
目標3 自転車を活用したライフスタイルへの転換				
施策 3-1 自転車による環境負荷の低減	モビリティ・マネジメントの実施	検討・実施		
	自転車通勤の促進	継続実施		
施策 3-2 自転車を活用した観光の推進	サイクリングマップの作成	検討・作成	配布・情報発信	
	自転車関連イベント等の開催・支援	別子・翠波はな街道サイクリング継続実施 新たなイベント検討・開催・支援		
	新たなレンタサイクルの導入検討	検討・導入		
施策 3-3 自転車による健康づくりの周知啓発	自転車を活用した健康づくりについての情報発信	検討	情報発信	
	自転車に関するイベントの開催	検討・順次実施		
施策 3-4 災害時における自転車の活用	指定一般避難所への自転車の配備	検討	順次配備	
	災害時における自転車活用の仕組みづくり	運用		

〔発行／愛媛県四国中央市〕

四国中央市役所 経済部 観光交通課 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
TEL：0896-28-6187（直通） FAX：0896-28-6242

四国中央市自転車活用推進計画(案) 概要版

令和6年3月 四国中央市

■計画策定の背景及び目的

本市では「四国中央市立地適正化計画」において、「誰もが利用しやすく、多様な都市機能を結ぶ公共交通ネットワークを構築する」基本方針の実現に向け、コンパクトなまちづくりとネットワークの充実を図る上での施策として「四国中央市地域公共交通計画(令和3年5月)」を策定し、自動車交通のみならず、鉄道・バス等の公共交通のネットワーク充実・交通結節点の強化を進めています。

自転車活用については歩行者や自転車などに安全・安心でやさしい都市基盤の整備を図ることに重点を置き、自転車ネットワークの充実を図ることで、利用促進に繋げていくこととしています。

このような中、国においては平成29年の「自転車活用推進法」の施行に伴い、平成30年6月に「自転車活用推進計画」が策定されました。これを受け、愛媛県では愛媛県自転車新文化推進計画（平成31年3月）を策定しています。

こうした背景のもと、安全・安心でやさしい都市基盤の整備を基軸とし、市民の健康増進、サイクルツーリズムの推進、自転車活用による良好な都市環境の形成等の観点から「自転車活用推進計画」の策定を行うものです。

■計画の区域及び計画期間

●計画の区域

・四国中央市全域とします。

●計画期間

・令和6年度～令和9年度の4年間とします。

■基本方針と計画目標

【自転車活用推進に向けた課題】

- 安全で安心して通行でき、快適に利用できる自転車利用環境の確保
- 自転車利用のルール・マナーの向上
- 自転車を活用した健康増進や環境負荷低減
- 地域周遊など新たな観光振興の可能性

【自転車活用推進に関する目指す姿】

市民・来訪者が安全に快適に自転車を利用できるまち

【活用推進に関する目標】

目標1：安全・快適に移動できる利用環境の創出

目標2：誰もがルール・マナーを守る意識の醸成

目標3：自転車を活用したライフスタイルへの転換

■ 取組施策の概要

目標1 安全・快適に移動できる利用環境の創出

【評価指標】自転車走行空間整備延長
 現況： 1km
 目標値： 7km

【施策1-1】自転車ネットワークの整備
 ○自転車ネットワークの構築に向けた自転車走行空間の整備
 (国・県・警察署・関係機関等との調整に基づき順次整備)



【施策1-2】まちづくりと連動した自転車利用環境の整備
 ○まちづくり事業と併せた自転車走行空間の整備
 ○都市計画道路等の整備と併せた自転車走行空間の整備
 ○ゾーン30等の取組み



【施策1-3】自転車走行空間の適正管理
 ○ピクトグラム等の路面表示の適切な維持管理
 ○自転車走行空間における違法駐車車両の排除

【施策1-4】自転車等駐車場の維持管理・施設整備
 ○利用者ニーズ等を踏まえた適切な維持管理・運営及び整備



目標2 誰もがルール・マナーを守る意識の醸成

【評価指標】自転車利用者における利用ルールの認知度
 現況： 69.2%
 目標値： 75%

【施策2-1】世代や多文化共生に応じた交通安全教育の実施
 ○幅広い層を対象に隙間のない交通安全教育の実施
 ○外国人市民を対象とした交通安全教育への対応



【施策2-2】放置自転車対策の継続
 ○放置自転車対策の継続

【施策2-3】自転車損害賠償責任保険の加入促進
 ○自転車損害賠償責任保険の加入促進

【施策2-4】自転車乗車用ヘルメットの着用促進
 ○ヘルメット着用指導・啓発活動の実施
 ○市独自の自転車用ヘルメットの購入費用補助事業の検討
 ■ヘルメット着用啓発チラシ



【施策2-5】自転車の点検整備の促進
 ○自転車の点検整備の促進

目標3 自転車を活用したライフスタイルへの転換

【評価指標】日常生活の中で、健康的な乗り物として自転車を利用したい割合
 現況： 30.4%
 目標値： 35%

【施策3-1】自転車による環境負荷の低減
 ○モビリティ・マネジメントの実施
 ○自転車通勤の促進



【施策3-2】自転車を活用した観光の推進
 ○サイクリングマップの作成
 ○自転車関連イベント等の開催・支援
 ○新たな観光レンタサイクルの導入検討



【施策3-3】自転車による健康づくりの周知啓発
 ○自転車を活用した健康づくりについての情報発信
 ○自転車に関するイベントの開催

メッツ	3メッツ以上の生活活動の例
3.0	普通歩行(平地、67m/分、犬を連れて)、電動アシスト付き自転車に乗る、楽器演奏の片付け、子どもの世話(立位)、台所の手洗い、大工仕事、梱包、ギター演奏(立位)
3.3	カーペット掃除、フロア掃除、掃除機、電気関係の仕事:配線工事、身体の動きを伴うスポーツ観戦
3.5	歩行(平地、75~85m/分、ほどほどの速さ、散歩など)、兼に自転車に乗る(9.9km/時)、階段を下りる、軽い荷物運搬、車の荷物の積み下ろし、荷づくり、モップがけ、床掃除、風呂掃除、庭の草むしり、子どもと遊ぶ(歩く/走る、中強度)、車椅子を押す(釣り全般)、スクーター(原付)・オートバイの運転
4.0	自転車に乗る(16km/時未満、通勤)、階段を上る(ゆっくり)、動物と遊ぶ(歩く/走る、中強度)、高齢者や障がい者の介護(身支度、風呂、ベッドの乗り降り)、屋根の雪下ろし
4.3	やや速歩(平地、やや速めに93m/分)、苗木の植栽、農作業(家畜に餌を与える)
4.5	耕作、家の修繕
5.0	かなり速歩(平地、速く107m/分)、動物と遊ぶ(歩く/走る、活発に)

注:「メッツ」とは、運動や身体活動の強度を表す単位。(資料:厚生労働省)

【施策3-4】災害時における自転車の活用
 ○指定一時避難所への自転車の配備
 ○災害時における自転車活用の仕組みづくり